

自転車用ヘルメット購入費用の一部を助成します 《令和8・9年度の中학생対象》

※一人1回1個限り

○対象となる方

次の要件を満たす者の保護者

➢ 現在小学校6年生～中学校3年生

※弘前市に住んでおり、かつ令和8・9年度に弘前市内の中学校（特別支援学校の中学部含む）に通学する（予定）の児童生徒

※過去に1度でも弘前市自転車用ヘルメット購入費助成金の交付を受けた児童生徒分は申請できません

○対象となる自転車用ヘルメット

○令和8年4月1日以降に購入されたもの

※レシート等の添付が必要です。

※安全基準の承認を受けている「新品」のもの

○主な安全基準

- SGマーク（一般財団法人製品安全協会の認証）
- JCFマーク（公益財団法人日本自転車競技連盟の認証）
- CEマーク（のうち 【EN1078】 の認証）（欧州連合の欧州委員会の認証）
- GSマーク（ドイツ製品安全法の認証）
- CPSCマーク（米国消費者製品安全委員会の認証）



○助成金額

次の①と②のいずれか少ない金額とします。

- ① ヘルメット本体の税込み購入費（各種ポイント利用がある場合は、当該利用分を支払金額から差し引いた金額）の 1/2（100円未満の端数は切捨て）
- ② 3,000円

※使用者1人につき **1個（回）** 限り、附属品の購入費等は除きます。

《購入の一例》

ヘルメット購入価格(税込):6,600円、附属品その他の物品の購入価格:2,960円、送料:440円
ポイント利用:2,800pt(2,800円相当)の場合助成金の対象経費=ヘルメット本体の購入価格(6,600円)-ポイント利用分(2,800pt)=3,800円助成金の額=3,800円×1/2=1,900円 となります。

※利用したポイント分は、全てヘルメット購入費から差し引いて計算します。

○申請受付期間・申請先

令和9年3月12日（金）まで

- ① 児童生徒が在籍する学校
または
- ② 弘前市教育委員会学務健康課（賀田1-1-1 弘前市役所岩木庁舎3階）

お問い合わせ

弘前市教育委員会学務健康課（弘前市役所岩木庁舎3階）

弘前市大字賀田一丁目1番地1 / ☎0172-82-1835（直通）

助成金が交付されるまでの流れ

1 自転車用ヘルメットを購入します。

2 申請書等を提出します。

【提出書類】

①弘前市中学生自転車用ヘルメット購入費助成金交付申請書兼請求書

➢所属の学校から配付されるほか、市ホームページからダウンロード、また、学務健康課（岩木庁舎3階）にて入手できます。

➢申請者は「保護者」となります。

➢振込口座は申請者本人名義のものに限ります。

※振込口座は、正確にご記入ください。

②購入したヘルメットの製品情報（メーカー、品番、型番など製品情報が識別でき、安全認証の取得状況が分かるもの）及び購入金額及び購入日（支払が完了した日 ※分割払いの場合は最終支払日）が確認できる書類

➢購入店発行の領収書、レシート等（原本貼付け）

➢インターネット購入の場合は領収書や納品書等を印刷したもの。

※決済方法等が明記されている部分が切り取られた書類は無効となります。

※上記書類に品名等の記載がない場合は、商品タグや取扱説明書など、品名が確認できるもの（コピーや写真に撮って印刷したもの）が必要です。

※購入金額の一部をポイントを利用をして支払った場合は、その事実が分かるもの（レシート等のポイント利用明細部分を切り取らないこと。）

※購入金額の全部をポイントを利用して購入した場合は、助成金の交付対象にはなりません。

【提出先】

①児童生徒が在籍する学校 または

②弘前市教育委員会学務健康課（賀田1-1-1 弘前市役所岩木庁舎3階）

【提出受付期間】

令和9年3月12日（金）まで

3 交付決定通知書が届きます。

上記申請書の審査を経て、弘前市教育委員会が交付を決定した後、交付決定通知書が所属の学校を経由、又は直接郵送にて届きます。

4 ご指定の口座に助成金が振り込まれます。

自転車乗用中の交通事故で亡くなられた方は、**約5割が頭部に致命傷**を負っています。また、自転車乗用中の交通事故においてヘルメットを着用していなかった方の致死率は、着用していた方に比べて令和3年から令和7年までの5年間の合計で**約1.7倍**高くなっています。（警察庁ホームページより）

～～～大切な命を守るため、ヘルメットを着用して頭部を守りましょう。～～～

